

井原市賃上げ促進設備導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業者における賃上げを行うことができる環境整備の後押しと積極的な設備投資の促進により、物価高騰の影響を受ける市内中小企業者及び従業員を支援するため、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第52条第1項の先端設備等導入計画に基づき先端設備等を導入する市内中小企業者に対し、予算の範囲内において井原市賃上げ促進設備導入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法第2条第1項に掲げる者で、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）のうち、大分類に規定する農業、林業、漁業、医療及び福祉を除くものをいう。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体その他本事業の目的に適さないと市長が認める者を除く。なお、個人事業主にあつては収入の2分の1以上が事業に係る収入であるものをいう。
- (2) 先端設備等 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第7条第2項に規定する要件に該当することを証する書類（以下「投資計画に関する確認書」という。）の交付を受けた設備等をいう。ただし、太陽光発電設備を除く。
- (3) 事業所 中小企業者が自ら行う事業活動の用に供する事務所、営業所（店舗を含む。）、工場、研究所等の施設（無人施設を除く。）をいう。
- (4) 従業員 中小企業者が雇用契約に基づき常時使用する者をいう。
- (5) 特定従業員 従業員のうち、導入する先端設備等の使用に直接携わる者をいう。
- (6) 賃上げ 第4条に規定する補助対象となる先端設備等（以下「補助対象先端設備等」という。）の導入の日（以下「設備導入日」という。）の属する月から3か月以内の任意の月と令和6年12月のいずれか早い月に支払われた特定従業員の基本給を令和5年12月から設備導入日の属する月までの任意の月に支払われた基本給と比較して1.5%以上引き上げることによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であつて次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者
- (2) 市内に1年以上事業所を有している者
- (3) 補助対象先端設備等を導入する事業所において使用する従業員が1名以上で、賃上げを行う計画（以下「賃上げ計画」という。）を策定し、実行する者

- (4) 市長が認定した先端設備等導入計画に、中小企業等経営強化法施行規則第25条第4項の雇用者給与等支給額に関する表明の記載がある者
 - (5) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不適当と認める者でないこと
 - (6) 本補助金の交付を受けたことがない者
 - (7) 市税を滞納していない者
- （補助対象先端設備等）

第4条 補助対象先端設備等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の事業所に導入されるもの
- (2) 市長が認定した先端設備等導入計画に基づき導入されるもの
- (3) 取得価額が1件1,000,000円以上のもの
- (4) リース契約及び割賦販売契約に基づくものでないもの

2 前項の規定にかかわらず、他の団体又は他の制度による市からの助成を受けている先端設備等は、対象外とする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象先端設備等に係る取得価額とする。

（補助金額）

第6条 補助金額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、2,000,000円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、井原市賃上げ促進設備導入補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和6年9月30日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 賃上げ計画（様式第2号）
- (2) 先端設備等導入計画及びその認定書の写し
- (3) 投資計画に関する確認書の写し
- (4) 先端設備等及び積算内容が確認できる書類（見積明細書の写し等）
- (5) 市税完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、井原市賃上げ促進設備導入補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不交付と決定したときは、井原市賃上げ促進設備導入補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに井原市賃上げ促進設備導入補助金変更承認

申請書（様式第5号）を、交付申請の内容を中止しようとするときは井原市賃上げ促進設備導入補助金中止届出書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更承認及び変更交付決定）

第10条 市長は前条の変更内容を承認したときは、井原市賃上げ促進設備導入補助金変更承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は前項の承認をする場合において、交付決定額に変更が生じたときは、第6条の規定にかかわらず、第8条の補助金交付決定通知書の交付決定金額の範囲内において承認することとし、井原市賃上げ促進設備導入補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

3 前条の中止届出書を市長が受理した場合は、交付決定通知書は効力を失うものとし、井原市賃上げ促進設備導入補助金不交付決定通知書（様式第4号）を準用し、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象設備の導入及び賃上げが完了したときは、速やかに井原市賃上げ促進設備導入補助金実績報告書（様式第9号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、設備導入日から3か月を経過する月の末日又は令和6年12月27日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 賃上げ状況報告書（様式第10号）
- (2) 賃金台帳の写し（特定従業員全員に係る賃上げ前及び賃上げ後分）
- (3) 先端設備等及び積算内容が確認できる書類（請求明細書の写し等）
- (4) 先端設備等の支払を確認できる書類（領収書の写し等）
- (5) 導入した先端設備等の写真
- (6) 誓約書（様式第11号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受理したときは、その内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査等を行い、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、井原市賃上げ促進設備導入補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、井原市賃上げ促進設備導入補助金請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第14条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、井原市賃上げ促進設備導入補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（報告義務）

第17条 補助事業者は、令和7年度から3年間、年度ごとの4月末までに事業状況報告書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者は、この補助金の対象とした先端設備等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、事前に市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認した当該先端設備等の処分により収入があったときは、補助事業者に対し、その全部又は一部を市に納付させることができる。

3 前2項の規定は、交付の決定及び交付額の確定を受けた年度の終了後から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間において適用する。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

3 前項の規定による失効前のこの要綱の規定により交付された補助金に係る第15条から第18条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。